

令和8年西予市教育委員会第5回定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

令和8年5月27日（水）

宇和地域づくり活動センター 4階 研修室2

II 出席者

教育長	山住 哲司	委員（教育長職務代理者）	酒井 史朗
委員	兵頭 美和	委員	藤森 美佳
委員	三好 敏博		

III 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	谷川 和久	教育総務課長	宮中 英希
学校教育課長	宇都宮 晋	まなび推進課長	高木 邦宏
教育総務課長補佐	山本 裕樹	教育総務課長補佐	柿原 稔広
教育総務課教育総務係長	富永 時蔵	学校教育課長補佐	清家 真二
学校教育課長補佐	薬師寺ふみ	まなび推進課長補佐	往田 剛
まなび推進課まなび推進係長	都築 理恵		

IV 議題

1 会議録の承認

（1）令和8年西予市教育委員会第4回定例会会議録の承認について

2 報告事項・主な会議・行事等の説明

（1）令和8年5月の行事報告について

（2）令和8年6月の行事予定について

（3）令和8年西予市教育委員会第6回定例会の開催日程について

3 議決事項

議案第12号 西予市学校給食運営委員会委員及び支部運営委員会委員の
委嘱又は任命について

議案第13号 西予市社会教育委員の委嘱について

議案第14号 西予市図書館協議会委員の委嘱について

4 報告事項

報告第 12 号 西予市教育委員会教育長職務代理者の指名について

報告第 13 号 西予市中学校部活動地域展開推進協議会設置要綱の一部改正について

報告第 14 号 西予市地域学校協働活動推進員の委嘱について

V 会議の概要

1 開会

教育長 午後 2 時 00 分開会を宣する。

教育長 傍聴人 2 名の入室について諮る。

全委員 異議なし。

教育長 入室を許可する。

教育長 傍聴者は、西予市教育委員会傍聴規則を遵守するように求める。

2 案件の確認等

教育長 本日は、議決案件が 3 件、報告案件が 3 件の計 6 案件の審議を予定している旨述べる。議決案件 3 件、報告案件 1 件については、人事案件であるため、人事案件以外の審議終了後に審議する旨述べる。

3 会議録の承認

教育長 令和 8 年西予市教育委員会第 4 回定例会会議録について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 令和 8 年西予市教育委員会第 4 回定例会会議録について諮る。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしと認め、令和 8 年西予市教育委員会第 4 回定例会会議録を承認する旨宣する。

4 報告事項

(1) 令和 8 年 5 月の行事報告について

教育長 5 月 18 日、第 2 回西予市議会臨時会が開催され、6 月 9 日をもって任期満了となる酒井委員の後任として、井上健氏を任命することについて議会の同意を得て、原案どおり可決された。酒井委員に対し、感謝の意を表する

旨述べる。5月13日～15日にかけ、高知県で開催された四国都市教育長連絡協議会総会、全国都市教育長協議会定期総会及び研究大会に参加した。全国の実例の発表や意見交換が行われ、有意義な機会であった旨述べる。また昨日は、愛媛県市町教育長会議が開催され、県教育委員会各課から主要施策の説明があったほか、各市町教育委員会による部活動の地域展開や学校施設の長寿命化などの行政課題に関する事例発表及び意見交換が行われた。各市町とも試行錯誤しながら取り組んでいる状況がうかがえ、本市においても同様の課題を抱えており、他市町の取組の情報収集と情報交換に努めながら、本市に適した施策を推進していく必要を感じた旨述べる。先週には、各地域で運動会が開催された旨述べる。

中学校は9月の開催であるが、近年の気候状況、生徒及び教職員の負担も少なくない。開催時期について、今後見直しを考える必要もあると感じた旨述べる。また今週から学校訪問が始まっており、教育委員へ参加協力をお願いする旨述べる。

(2) 令和8年6月行事予定について

教育長	事務局の報告を求める。
教育総務課長	6月行事予定について報告する。
教育長	6月行事予定について意見を求める。
全委員	特になし。

(3) 令和8年西予市教育委員会第6回定例会の開催日程について

教育長	令和8年西予市教育委員会第6回定例会の開催日程について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	令和8年西予市教育委員会第6回定例会を6月23日(火)午後2時00分から開催する旨宣する。

5 報告事項

報告第12号 西予市教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第
-----	--------------------------

2 項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、事務に支障をきたすことがないように、教育長の職務を代理する者を、あらかじめ教育長が教育委員の中から指名することとされている。現在、教育長職務代理者である酒井委員が 6 月 9 日で任期満了となることから、新たな教育長職務代理者として、兵頭美和委員を指名する。なお、教育長職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「西予市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則」に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能であるが、兵頭委員へ委任についての考えを問う。

兵頭委員

非常勤である私が、毎日事務局へ出勤し、事務を指揮監督することは現実的に難しいため、職務代理者として行う職務のうち、具体的な事務の執行の部分については、教育委員会会議への出席、会議の招集及び議事運営に関するものを除いて、関係法令等に基づき、教育部長へ委任したい旨述べる。

教育長

兵頭委員の意向により、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務執行の部分については、教育委員会会議への出席、会議の招集及び議事運営に関するものを除いて、西予市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則第 3 条第 1 号に基づき、教育部長に委任する旨宣する。報告第 12 号は以上とする旨述べる。

報告第 13 号 西予市中学校部活動地域展開推進協議会設置要綱の一部改正について

教育長

事務局の報告を求める。

学校教育課長

本協議会は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動環境の確保と、部活動の負担軽減及び地域資源の活用を目的として、中学校部活動の地域展開に関する課題を総合的に協議し、具体的方策を検討するものである。

また、地域展開は長期的かつ継続的な取組が必要であ

ることから、役員の任期の定め方について見直しを行い、運営の円滑化と施策の継続性確保を図るため、本要綱の一部を改正するものである旨報告する。

教育長 委員へ意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 報告第 13 号は以上とする旨述べる。

6 議決事項（人事案件）

教育長 議案第 12 号西予市学校給食運営委員会委員及び支部運営委員会委員の委嘱又は任命について、議案第 13 号西予市社会教育委員の委嘱について、議案第 14 号西予市図書館協議会委員の委嘱について、報告第 14 号西予市地域学校協働活動推進員の委嘱については、人事案件となる。西予市教育委員会会議規則第 10 条に基づき、非公開とすることについて、出席委員に諮る。

全委員 全員挙手する。

教育長 非公開とする旨述べる。

議案第 12 号 西予市学校給食運営委員会委員及び支部運営委員会委員の委嘱又は任命について

教育長 事務局の説明を求める。

学校教育課長 資料に基づき、説明する。

【非公開】

教育長 原案のとおり承認する旨宣する。

議案第 13 号 西予市社会教育委員の委嘱について

教育長 事務局の説明を求める。

まなび推進課長 資料に基づき、説明する。

【非公開】

教育長 原案のとおり承認する旨宣する。

議案第 14 号 西予市図書館協議会委員の委嘱について

教育長 事務局の説明を求める。

まなび推進課長 資料に基づき、説明する。

【非公開】

教育長 原案のとおり承認する旨宣する。

7 報告事項（人事案件）

報告第 14 号 西予市地域学校協働活動推進員の委嘱について

教育長 事務局の報告を求める。

まなび推進課長 資料に基づき、報告する。

【非公開】

教育長 報告第 14 号は以上とする旨述べる。

8 閉会

教育長 午後 2 時 35 分閉会を宣する。